



柏市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成23年12月 8日

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 柏市監査委員 | 吉 | 井 | 忠 | 夫 |
| 柏市監査委員 | 高 | 田 | 幸 | 男 |
| 柏市監査委員 | 日 | 暮 | 榮 | 治 |
| 柏市監査委員 | 市 | 村 | | 衛 |

平成 2 3 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
日 暮 榮 治
市 村 衛

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

併せて、同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査についても実施した。

3 監査の概要

(1) 監査の期間

平成23年9月9日から平成23年11月24日まで

(2) 監査の対象とした部及び課等

| | | |
|---|-------|---|
| ア | 企画部 | 企画調整課 行政改革推進課 情報政策課 |
| イ | 財政部 | 財政課 債権管理室 契約課 収納課 市民税課 資産税課 |
| ウ | 市民生活部 | 市民課（富勢出張所及び柏駅前行政サービスセンターを含む） 消費生活センター 保険年金課 沼南支所総務課 沼南支所窓口サービス課 |
| エ | 保健福祉部 | 保健福祉総務課 |

福祉政策室
指導監査室
高齢者支援課
高齢者支援課介護保険管理室
障害福祉課
障害福祉課障害福祉就労支援センター
福祉活動推進課
生活支援課

(3) 監査の方法

平成23年度分で平成23年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成22年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

なお、監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 昨年度発生した下水道工事をめぐる不祥事を教訓に、担当課扱いの随意契約について再発防止策はとられているか。特に、当該契約に関して各部課で定める業者選定方法、緊急工事・修繕の運用基準は妥当か。また、当該基準等は適正な運用がなされているか。

イ 公益法人等に支出している会費及び負担金等について、その支出根拠及び費用対効果は妥当か。

ウ 職員（臨時職員を含む。）の給与、賃金及び各種手当（旅費を含む。）の支給について、事務手続きが各種規程等にのっとったものであるか。また、積算や支給方法等に問題はないか。

4 監査の結果

軽易な事項については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったが、特に次の事項については、「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

(1) 企画部企画調整課

財団法人地方自治研究機構に対する負担金の効果と見直しについて

財団法人地方自治研究機構の賛助会員として、当該機構の寄附行為に基づき負担金 45,000 円を支出している。主管課の説明によると、当該機構主催の研修への参加実績がないことや、情報収集もインターネット等を活用して行えるとのことであり、明確な効果は特に認められない。

したがって、当該機構の活動内容を精査するとともに、加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、賛助会員としての継続入会の可否を含め、負担金支出の見直しに向けて検討すべきである。

(2) 財政部財政課

ア 財団法人地方債協会に対する負担金の効果と見直しについて

財団法人地方債協会の正会員として、当該協会の寄附行為に基づき負担金 100,000 円を支出している。主管課の説明によると、当該協会からの電子メールや会報等を通じて地方債に関する情報提供を随時受けているとのことであったが、そのほかの明確な効果は特に認められない。

したがって、当該協会の活動内容を精査するとともに、加入団体数や費用対効果を勘案のうえ、正会員としての継続入会の可否を含め、負担金支出の見直しに向けて検討すべきである。

イ 財政調整基金の計画的な積立てについて

財政調整基金は、「災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため（[財政調整基](#)

[金条例](#)第1条)」設置される基金である。

積立てに当たっては、[柏市行政経営方針](#)で財政基盤強化の数値目標が設定されており、目標達成に向け、計画的に実施されたい。

また、執行に当たっては、一般会計等への繰入れを抑制するなど、本来の趣旨から逸脱しないよう努められたい。

(3) 市民生活部消費生活センター

ア 消費生活センターの設置場所の見直しについて

消費生活センターは柏駅から近いそごうアネックス館の5階に設置されており、年額12,803,616円(月額1,066,968円)の借上料、年額4,635,792円(月額386,316円)の共益費を負担している。

しかし、相談業務のうち電話相談が8割を占め、来所による相談が2割にとどまっている現状を考えると、高額な借上料、共益費を負担してまで現在の場所に設置する必要性は特に認められない。

したがって、適正な費用対効果が発揮されるよう、将来的な市役所庁舎等への移転も視野に入れ、より効果的な設置場所について検討すべきである。

イ 消費生活研究グループ育成補助金の見直しについて

消費生活研究グループ育成補助金として、柏生活クラブ、柏市消費者の会及び柏市消費生活かたくりの会連絡協議会の3消費者団体に、それぞれ153,900円を交付している。

3団体とも市民に対して消費生活に関する啓発活動を行う団体ではあるが、活動内容は互いに類似している。また、補助金の交付開始からすでに10年以上経過しており、特定の事業又は研究を行うものに対して助成を行うという補助金本来の効果も薄れつつある。

したがって、当該補助金の効果等を再検証するとともに、市の財政状況を踏まえ、交付額等について見直しを図るべきである。

(4) 市民生活部保険年金課

ア 滞納繰越分の収納について

高額療養費資金貸付金及び出産育児一時金資金貸付金における返還金が多年にわたり滞納繰越となっているが、対策が講じられていない。年月が経過するほど回収率が低くなっていくことから、催促等を実施し、できる限り早急に回収すべきである。

特に、高額療養費資金貸付金の返還金については、滞納繰越分が生じているにもかかわらず収入未済額としての計上がなされていない状況となっている。したがって、返還状況を精査し、[財務規則](#)第28条により速やかに調定票を起票されたい。

また、国民健康保険料（滞納繰越分）についても収納率が年々低下しているため、今後は現年分の収納対策により重点を置き、新たな滞納繰越分の発生につながらないように、早期の対策を講じるべきである。

イ 調定票の起票時期について

衛生費雑入188,634円は、平成23年8月末日現在4件の収入処理が行われているが、調定票が全く起票されていなかった。

調定の時期については[財務規則](#)第29条第1項に定めがあるが、第4号で「随時の収入で納入通知を発するもの」は「原因の発生したとき」に行うこととされており、衛生費雑入はこれに該当する。

上記4件の収入処理についても、収入の原因が発生し、額が確定した時点で調定票の起票を行うべきであった。早急に是正するとともに、今後は収入原因の発生に応じて適正に調定が行われるよう注意されたい。

ウ 臨時職員に対する賃金の支給誤り及び出張命令簿の記載漏れについて

平成23年5月分の臨時職員の賃金計算に当たり勤務時間数の集計誤りがあったために、賃金の過払い及び未払いが発

生している事例が見られた。

また、同年7月の職員の出張に対する旅費のうち、出張命令簿に出張命令権者の確認印がない上、復命の記載もない事例が見られた。出張命令は、[職員旅費支給条例](#)第4条により出張命令簿に当該出張に関する事項を記載して行うものとされている。また、そのいとまがなく口頭で出張命令を発した場合でも、できるだけ速やかに出張命令簿への記載を行うものとされている。当該事例においては、出張命令に関する出張命令簿への記載が完了しないまま出張が行われ、加えてその経過や結果が報告されることなく旅費が支出されたことになる。

いずれの場合も、集計及び支給事務を担当者だけで行い、それ以外の者による確認が行われなかったため、誤りが発見されなかったものである。早急に是正するとともに、今後は複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

エ 社団法人日本国民年金協会への負担金の見直しについて

社団法人日本国民年金協会の普通会員として、当該協会の定款に基づき負担金 13,000 円を支出している。主管課の説明によると、支出額相当分については国費（基礎年金等事務費交付金）により全額補填されているため、市の負担は実質生じていないとのことであったが、会員が負担する年会費を国が事務費交付金のかたちで補填することの意義については、主管課としての的確に把握しておく必要がある。

したがって、当該協会や国に対して負担金の根拠やその流れを確認するとともに、併せて加入団体数や費用対効果を考慮し、普通会員としての継続入会の可否を含め、負担金支出の見直しに向けて検討すべきである。

(5) 市民生活部沼南支所総務課

小規模工事及び緊急工事等の運用基準の見直しについて

小規模工事・施設修繕運用基準及び緊急工事・施設修繕運用基準は、昨年度発生した不適正契約の再発防止のため各課で

作成しているものであるが、業者の選定方法に「公平性」についての記載がない。また、当該運用基準の中で定められている小規模工事等成績評定表もいまだに作成されていない。

したがって、当該運用基準の記載事項について見直しを図り、よりきめ細やかな基準となるよう改善されたい。

(6) 保健福祉部高齢者支援課

福祉バス事業における受益者負担のあり方について

柏市福祉バス事業は、市内の老人クラブ等の各種福祉団体の研修及び視察等の用に供するため、市の所有するバス2台を交通手段として提供する事業である。昭和56年に事業を開始し、平成22年度では延べ328台、9,921人が利用している。

福祉バス運営要領第6条では、福祉バスの運行に係る経費（有料道路通行料、駐車場使用料及び燃料費）について、原則として利用する団体に負担させることとされている。しかし、同条ただし書きにおいて、柏市役所から半径30キロメートル以内に所在する市区町村区域内を運行する場合に限り燃料費の負担を免除している。

福祉バス事業を運営する自治体は複数あるが、運行に要する経費の負担については、条件を問わずすべてを利用者の負担とする自治体が多くなりつつある。現行の運営方式を継続させるのであれば、適正な受益者負担となるよう費用負担のあり方について再度検討を加えられたい。

(7) 保健福祉部高齢者支援課介護保険管理室

臨時職員に対する通勤手当の過払いについて

臨時職員に支給する通勤手当は、[職員通勤手当支給規則](#)第6条の規定により、「運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる」額により決定することとされている。また、総務部人事課発行「臨時職員採用の手引」では、臨時職員への通勤手当の支給月額が「原則として1か月の定期券の額。ただし、採用期間や勤務形態により、1か月

の定期券の額よりも次の方法による方が安くなる場合には、次の方法による額（往復運賃×実出勤日数）」とするよう定められている。

ところが、短期雇用臨時職員（事務補助）への賃金・手当の支給状況を確認したところ、往復運賃×実出勤日数により算出した額が1か月の定期券の額よりも安くなるにもかかわらず、1か月の定期券の額を支給している事例が見られた。早急に是正するとともに、今後は職員通勤手当支給規則にいう「最も経済的かつ合理的」な支給額となるよう注意されたい。

(8) 保健福祉部障害福祉課

臨時職員に対する賃金及び旅費の支給誤りについて

平成23年4月分の臨時職員の賃金計算に当たり勤務時間数の集計誤りがあったために、賃金の過払いが発生している事例が見られた。

また、平成23年4月分、5月分及び6月分の職員の出張旅費について、旅費請求書の交通費の記載誤りがあったために、過払い及び未払いが発生している事例が見られた。

いずれの場合も、集計及び支給事務を担当者だけで行い、それ以外の者による確認が行われなかったため、誤りが発見されなかったものである。早急に是正するとともに、今後は複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(9) 保健福祉部障害福祉課障害福祉就労支援センター

臨時職員に対する割増賃金の支給誤りについて

臨時職員2名が研修参加した際に、午前7時45分から正規の勤務時間である午前9時までの研修場所（東松山市）への移動時間を割増賃金支給の対象としていた。

一般職職員給与条例施行規則第14条では、原則として「公務により出張中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなし、これに対しては時間外勤務手当を支給しない。」とされており、臨時職員にもこの規定が適用され

る。

したがって、今回の研修場所との往復に要する時間は割増賃金支給の対象とはならず、適正な賃金支給への是正を求めるものである。

(10) 保健福祉部生活支援課

生活保護費返還金の抑制並びに未収金の徴収について

生活保護費については、保護開始後における年金等の社会保障給付、就労収入や扶養等の状況変化、不正受給等により返還金が発生する。この生活保護費返還金の平成23年8月末現在の収入未済額（未収金）は約1億2千万円と多額に上っている。

生活保護費返還金の未収金は、滞納者が生活困窮状態にある場合が多いことから徴収が困難となるため、適正な債権管理を行うことはもちろん、事前にその発生を抑制することが重要となる。そのためには、保護開始後においても適宜訪問調査による被保護世帯の状況把握、関係機関調査、課税調査等の継続的な実施が求められるところである。

近年、生活保護申請が急速に増加しつつある中で職員の増員も難しいことなどから、これらの対応には非常な困難を伴うことは理解できるが、生活保護制度の趣旨を徹底し、被保護者間の公平性の確保のためにも、返還金の抑制及び未収金の徴収にさらなる努力を望むものである。